

豊島廃棄物等処理施設撤去等事業（第Ⅱ期工事）

異常時・緊急時等対応マニュアル

<目次>

第1	マニュアルの主旨	1
第2	マニュアルの概要	1
第3	「荒天時」の対応について	2
第4	「異常時」の対応について	2
第5	「緊急時」の対応について	2
第6	夜間・休日の対応について	2
第7	教育・訓練について	3
第8	豊島における住民会議の協力について	3
添付-1	荒天時の想定	
添付-2	異常時の想定	
添付-3	緊急時の想定	
添付-4	豊島における緊急時等の連絡体制	
添付-5	荒天時の対応	
添付-6	異常時の対応	
添付-7	緊急時の対応	

【修正履歴】

年 月 日	摘 要	審 議 等
R4. 4. 15	新規策定	第14回フォローアップ委員会

第1 マニュアルの主旨

1. 本マニュアルは、豊島廃棄物等処理施設撤去等事業における異常時・緊急時などにおける事業者、県、地域住民などの役割や関係者間の連絡体制などについてまとめたものである。
2. 本マニュアルは、必要に応じて適宜、見直すものとする。

【解説】

豊島廃棄物等処理施設撤去等事業（第Ⅱ期工事）における、異常時、緊急時等における関係者間の連携や関係機関、地域住民等との協力体制について以下のとおり規定する。

なお、本マニュアルは、各個別のマニュアルで想定している異常時・緊急時等の対応を抜粋し、更に各事業者間又は廃棄物対策課、事業者、地域住民及び関係行政機関の間の連絡体制、協力体制などを規定し、異常時・緊急時等には、効率的で迅速な対応が行えるよう策定するものである。

また、異常時、緊急時の態様は複雑であり、その対応方法も様々であることから、有事に際しては、

- ① 人命の尊重
- ② 被害拡大の防止（2次被害の防止）

を原則として臨機応変に対応することが肝要であり、原因の究明を行い、再発防止に努めるとともに定期的に防災訓練等を実施することも重要である。

第2 マニュアルの概要

1. 本マニュアルにおいて、想定している事態は、まず強風、大雨などで通常より監視の強化や予防措置の実施が必要となる「荒天時」、監視基準の逸脱により周辺環境に影響を与える可能性のある「異常時」、地震・風水害などの不可抗力や停電などの「緊急時」である。それぞれの事態に分類し、対応を整理している。
2. 「荒天時」、「異常時」、「緊急時」情報は、「廃棄物対策課」において一元管理され、情報発信、対応策協議を行うこととする。

【解説】

「荒天時」とは、強風、大雨等の荒天が予想され、施設の破損等の予防的な対策を実施する必要がある場合を指し、添付-1に示すような事態、および具体例を指す。

「異常時」とは、監視基準の逸脱などの周辺環境に影響を与える可能性のある事態が発生した場合を指し、添付-2に示すような事態および具体例を指す。

「緊急時」とは、地震、風水害などの不可抗力による施設の破損、停電など施設のユーティリティ関連施設等に支障が生じた事態、火災、人身事故等の発生した場合を指し、添付-3に示すような事態および具体例を指す。¹

情報は、「廃棄物対策課」に一元管理され、情報発信、対応策協議などを行うものとする。なお、各情報のやり取りについては、豊島施設内において緊急事案などが発生した場合には添付-4に従って行うこととする。

なお、添付-5以降において電話による連絡が定められている場合、必要に応じてeメール又はFAXにて行うことができるものとする。

¹ 「荒天時」は暫定的な環境保全措置の施設等に関する維持管理マニュアル（第4回暫定措置分科会）で、また、「異常時」及び「緊急時」は第3次技術検討委員会報告書（追加検討分）等で定義されている。

第3 「荒天時」の対応について

1. 「荒天時」における想定事態毎に各関係者の対応を添付-5にまとめた。

【解説】

「暫定的な環境保全措置の施設」において、「荒天時」の場合に、各関係者がどのような対応を行うかについて、添付-5にまとめた。

第4 「異常時」の対応について

1. 「異常時」における想定事態毎に各関係者の対応を添付-6にまとめた。

【解説】

「暫定的な環境保全措置の施設」において、「異常時」の場合に、各関係者がどのような対応を行うかについて、添付-6にまとめた。

ただし、異常時のレベルにより、適切な対応を適宜行うこと。

第5 「緊急時」の対応について

1. 「緊急時」における想定事態毎に、各関係者の対応を添付-7にまとめた。

【解説】

「暫定的な環境保全措置の施設」において、「緊急時」の場合に、各関係者がどのような対応を行うかについて、添付-7にまとめた。

ただし、事態の程度に応じ、適切な対応を臨機に行う必要がある。

第6 夜間・休日の対応について

1. 夜間（夕方 17：15～翌朝 8：30）又は休日には、「廃棄物対策課」に県の職員が不在となる。この時には、「廃棄物対策課」でなく廃棄物対策課長又は課長が指定する職員に連絡し、情報の一元化を行う。
2. 廃棄物対策課長は、即時の対応を行うことを原則とするが、課長の判断で、翌日の対応を行い、夜間の対応を行わないこともできる。

【解説】

夜間、休日には、「廃棄物対策課」に県の職員が不在となるため、「荒天時」、「異常時」、「緊急時」情報の第一報は廃棄物対策課長又は課長が指定する職員に入る体制を整備する。廃棄物対策課長は、軽微な機器の補修などで施設の性能に特に影響がないと判断される場合などには、翌朝の早期に対応を行うこととし、夜間の対応は行わないことができるものとする。

第7 教育・訓練について

1. 平時より、本マニュアルの周知徹底を行うため、定期的に職員及び関係者に教育を実施することとする。
2. 年に一回以上、本マニュアルに沿って、実地訓練を行うこととする。

【解説】

異常時、緊急時等には、各関係者が適切な対応を行えなければ、被害拡大や二次災害につながる恐れがある。そこで、平時より関係者は本マニュアルを十分に理解しておく必要があり、課長は、定期的に、本マニュアル及び各施設等の運転、維持管理等マニュアルの教育を行うこととする。

また、年一回以上、緊急時などを想定した防災等の訓練を行うこととする。

第8 豊島における住民会議の協力について

1. 豊島住民は、見学者引率時などにおいて、各施設の異常を発見した場合には速やかに廃棄物対策課に連絡するものとする。

添付-1：荒天時の想定

「荒天時」とは、強風、大雨等の荒天が予想され、施設の破損及び水管理マニュアル²に定める管理水の流出を予防するための対策を実施する必要がある時

施設	想定される事態	具体例
暫定的な環境保全措置の施設、 処分地内	<ul style="list-style-type: none">・ 強風により施設の損壊が予想される時・ 処分地内で大量に水が溜まり、周辺への影響が予想される時・ 波浪、高潮等による施設の損壊が想定される時	<ul style="list-style-type: none">・ 暴風警報、大雨注意報、大雨警報発令時・ 台風の接近時・ 豪雨、長雨により処分地内で大量に水が溜まり、周辺への影響が予想される時

添付-2：異常時の想定

監視基準の逸脱などの周辺環境に影響を与える可能性のある事態が発生した時

施設	想定される異常事態	具体例
暫定的な環境保全措置の施設、 処分地内	<ul style="list-style-type: none">・ 貯留トレンチ等の異常高水位	<ul style="list-style-type: none">・ 貯留トレンチ等の異常高水位

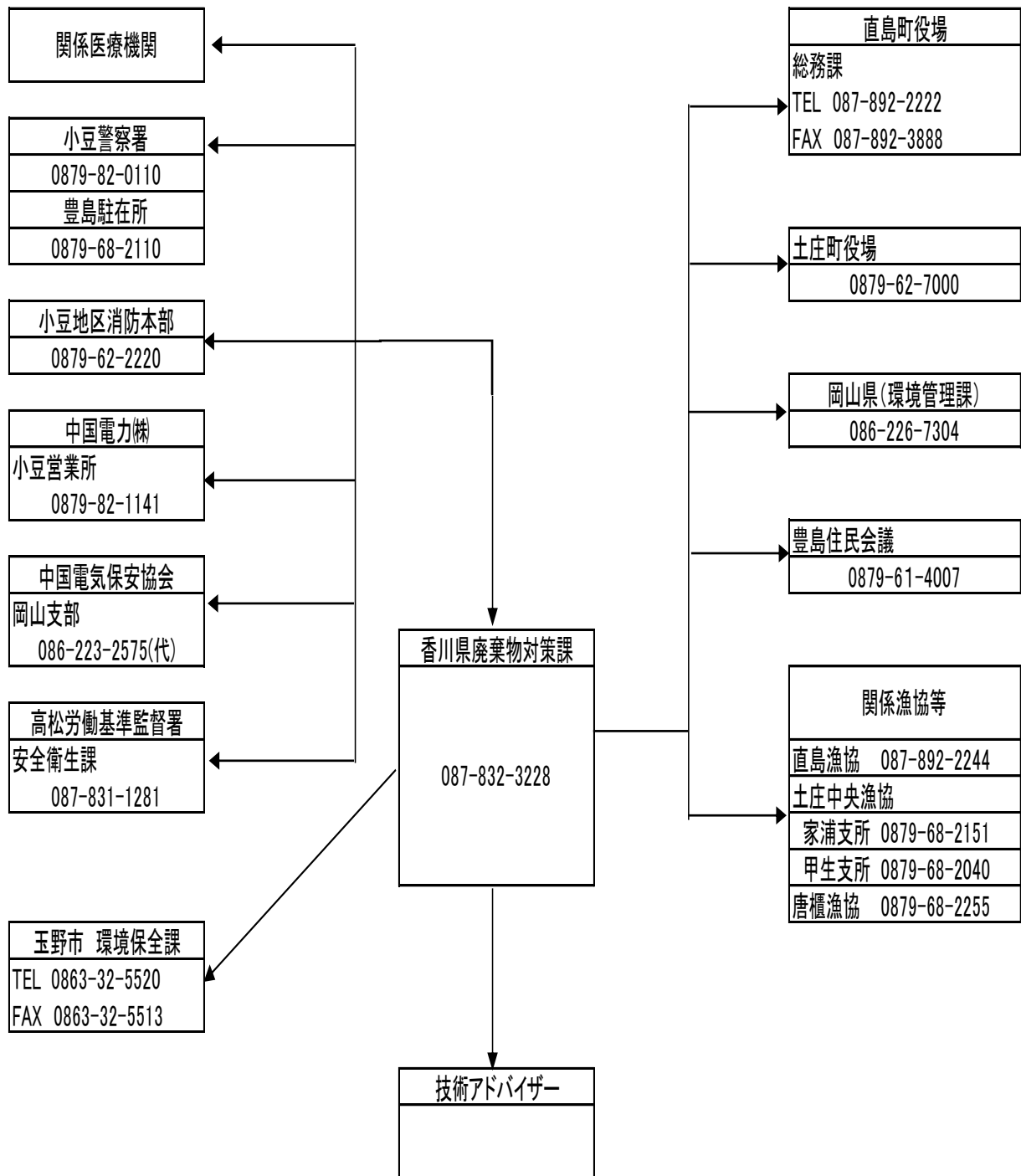
添付-3：緊急時の想定

地震、風水害などの不可抗力による施設の破損、停電など工事等に支障が生じた事態、地震・火災、人身事故等の発生時

施設	想定される緊急事態	具体例
暫定的な環境保全措置の施設、 処分地内	<ul style="list-style-type: none">・ 施設の破損・ 漏電、停電時・ 地震・火災発生時・ 人身事故発生時	<ul style="list-style-type: none">・ 法面の土砂崩落・ 漏電、停電・ 地震による損壊・ 火災による損壊・ 重機の転倒又は接触による事故・ ガス、粉塵の発生に伴う事故・ 転落、転倒事故・ 交通事故・ 火傷

2 「豊島処分地の水管理マニュアル」(第13回フォローアップ委員会 R3.12.22 策定)

添付-4 豊島における緊急時等の連絡体制



添付—5 荒天時の対応

施設区分	マニュアル	想定事態	事業者の対応	廃棄物対策課の対応	地域住民などの対応
暫定的な環境 保全措置の施設、 処分地内	暫定的な環境保全措置の施設に関する維持管理マニュアル 「Ⅲ維持管理 3 荒天時の管理」 を参照のこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 強風により施設の損壊が予想される時 ・ 処分地内で大量に水が溜まり、周辺への影響が予想される時 ・ 波浪、高潮等により施設の損壊が予想される時 	<p>②監視強化 維持管理マニュアルに従い監視を強化し、随時、状況を廃棄物対策課に報告する。</p> <p>⑤廃棄物対策課から指示された対応策を実施する。</p> <p>⑦通常の管理体制に戻す。</p>	<p>①以下のような場合は、事業者に監視頻度を増やすなどの監視の強化を指示する。なお、夜間は警報などの気象情報は、香川県地域防災システムにより予め指定された職員に直接通知されるシステムとなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大雨注意報、大雨警報、暴風警報などの発令 ・ 台風接近 ・ 豪雨、長雨時などにより処分地内で大量に水が溜まり、周辺への影響が予想されるとき <p>③必要に応じ職員を現地に派遣</p> <p>④事業者からの報告により、土嚢設置、水門の切替等の必要な予防策の実施を指示する。必要に応じ、専門業者を手配する。また、必要に応じ、技術アドバイザーなど関係者に報告する。</p> <p>⑥天候回復後に監視強化の解除を指示する。</p>	

添付—6 異常時の対応

施設区分	マニュアル	想定異常時	事業者の対応	廃棄物対策課の対応	地域住民などの対応
暫定的な環境 保全措置の施設、 処分地内	暫定的な環境保全措置の施設に関する維持管理マニュアル 「Ⅲ維持管理 2 異常時の管理」 を参照のこと	・ 貯留トレンチ等の異常高水位	<p>①異常な状況を見つけた場合は、直ちに廃棄物対策課への連絡を行う。 連絡内容：異常等発見日時 異常箇所 異常状況 想定される影響など 連絡方法：電話</p> <p>③「暫定的な環境保全措置の施設に関する維持管理マニュアル」に沿って、点検、監視強化、応急措置等を行い、その状況を随時廃棄物対策課に報告する。</p> <p>⑤廃棄物対策課職員、専門業者等と協力し、廃棄物対策課から指示された対応策を実施して、適宜、状況を報告する。</p> <p>⑥対策を完了した時点で、直ちに廃棄物対策課へ報告する。 報告内容：対応終了日時 原因 今後の対策など 報告方法：電話など</p>	<p>②住民、事業者からの報告を受け、必要に応じて職員を現場に派遣する。 連絡先：豊島住民、土庄町役場、 連絡内容：異常等発見日時、 異常箇所 異常状況 立ち入りの可否 想定される影響など 連絡方法：電話、豊島問題ページでの表示</p> <p>④事業者からの報告を受け、対応策を指示。また、必要に応じて専門業者を手配し、現場に派遣する。</p> <p>⑦関係者に連絡 連絡先：豊島住民、土庄町役場、 連絡内容：対応終了日時 立入り可能 報告方法：豊島問題ページでの表示</p>	①廃棄物対策課への連絡 見学者引率時等に施設の異常を見つけた場合には、廃棄物対策課職員又は事業者 に報告する。

添付一7 緊急時の対応

(各施設共通)

施設区分	マニュアル	想定緊急時	事業者の対応	廃棄物対策課の対応	地域住民などの対応
各施設共通		人身事故等の発生時	<p>①負傷者、病人の状態を把握する。</p> <p>負傷の程度、負傷者の年齢、負傷した状況などの把握は、消防、医療機関への連絡においては、特に重要である。負傷、病気の軽重などにより対応に差があることから、マニュアルの規定のみにとられることなく、事業者の臨機の対応が必要である。</p> <p>②消防等関係機関及び廃棄物対策課への連絡 連絡先及び連絡順序： 1、消防、2、医療機関、3、警察、4、廃棄物対策課 連絡内容：人身事故等発生日時 人身事故等発生場所 負傷者等の状況 連絡方法：電話</p> <p>⑤廃棄物対策課に文書で顛末報告</p>	<p>③事業者からの要請があれば、海上タクシー、救助ヘリの手配などの支援活動を行う。</p> <p>④関係者への連絡 連絡先：豊島住民、土庄町役場 連絡内容：人身事故等発生日時 人身事故等発生場所 施設等への立入りの可否 連絡方法：電話</p>	<p>廃棄物対策課等への連絡（適宜） 見学引率時に人身事故、病人が発生した場合には、現場にいる廃棄物対策課職員、事業者に支援を求め、人命救助活動を行う。</p>

添付一7 緊急時の対応

(豊島側)

施設区分	マニュアル	想定緊急時	事業者の対応	廃棄物対策課の対応	地域住民などの対応
暫定的な環境保全措置の施設	暫定的な環境保全措置の施設に関する維持管理マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の破損 ・ 漏電、停電時 	<p>①施設の破損を発見した場合、住民から連絡があった場合には廃棄物対策課への報告を行う。 連絡内容：破損発見日時 破損箇所 破損状況 想定される影響など 連絡方法：電話</p> <p>③「暫定的な環境保全措置の施設に関する維持管理マニュアル」に沿って、応急的な修繕、機器の交換、点検、監視強化などを行い、状況を廃棄物対策課に報告する。</p> <p>⑤廃棄物対策課職員、専門業者と協力し、指示された対応策を実施。あわせて、経過を廃棄物対策課に報告</p> <p>⑥対応策実施後に、廃棄物対策課への報告を行う。 報告内容：対応終了日時など 報告方法：電話</p> <p>⑧廃棄物対策課に文書で顛末報告</p>	<p>②異常発見の連絡があった場合は、関係者に連絡。必要に応じて職員を現場に派遣。 連絡先：豊島住民、土庄町役場 連絡内容：破損箇所 破損状況 現場への立入りの可否など 連絡方法：電話、豊島問題ページでの表示</p> <p>④事業者からの報告を受け、対応策を指示する。また、必要に応じて専門業者を手配し、現場に派遣する。</p> <p>⑦関係者に報告 報告先：豊島住民、土庄町役場 報告内容：対応終了日時 立ち入り禁止解除など 報告方法：豊島問題ページでの表示</p>	<p>廃棄物対策課への報告（適宜） 見学引率時に施設の破損などを発見した場合には、廃棄物対策課もしくは事業者へ連絡する。また、破損箇所などに見学者が近づかないよう指導する。</p>

添付一7 緊急時の対応

(豊島側)

施設区分	マニュアル	想定緊急時	事業者の対応	廃棄物対策課の対応	地域住民などの対応
暫定的な環境 保全措置の施 設	暫定的な環境保全措 置の施設に関する維 持管理マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震発生時 ・ 火災発生時 	<p>①廃棄物対策課へ連絡する。 (人身事故を含む場合は、「人身事故発生時」の 項を参照) 連絡内容：人員の把握と負傷者の状況 施設の破損、故障状況 2次災害の有無 想定される影響など 連絡方法：電話</p> <p>③施設の点検を実施する。</p> <p>④点検結果を廃棄物対策課へ報告する。 報告内容：点検結果など 報告方法：電話</p> <p>(施設の破損などが発見された場合には、各想定 事項の対策に従う。)</p>	<p>②関係者に連絡。 連絡先：豊島住民、土庄町役場 (必要に応じて) 中国電力、警察、 消防 連絡内容：人員の把握と負傷者の状況 施設の破損、故障状況 2次災害の有無 想定される影響など 連絡方法：電話、豊島問題ページでの表示</p> <p>⑤関係者に報告する。 連絡先：豊島住民、土庄町役場 連絡内容：点検結果など 連絡方法：豊島問題ページでの表示</p>	<p>引率時に地震を感じた時又は 火災を発見した時は、廃棄物 対策課職員又は事業者の指示 に従って、見学者を安全な場 所に避難させる。</p>